

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一	宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）	1
二	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	15
三	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	17
四	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	18
五	北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）	22

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																
<p>目次</p> <table border="0"> <tr> <td>第一章 総則（第一条・第二条）</td> <td>第一章 総則（第一条・第二条）</td> </tr> <tr> <td>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）</td> <td>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）</td> </tr> <tr> <td>第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十九条）</td> <td>第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）</td> </tr> <tr> <td>第四章 造成宅地防災区域（第二十条）</td> <td>第四章 造成宅地防災区域（第二十条）</td> </tr> <tr> <td>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条—第二十三条）</td> <td>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条—第二十三条）</td> </tr> <tr> <td>第六章 雜則（第二十四条—第二十六条）</td> <td>第六章 雜則（第二十四条—第二十六条）</td> </tr> <tr> <td>第七章 罰則（第二十七条—第三十一条）</td> <td>第七章 罰則（第二十七条—第三十一条）</td> </tr> <tr> <td>附則</td> <td>附則</td> </tr> </table> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ^{がけくずれ}又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）	第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）	第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十九条）	第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）	第四章 造成宅地防災区域（第二十条）	第四章 造成宅地防災区域（第二十条）	第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条—第二十三条）	第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条—第二十三条）	第六章 雜則（第二十四条—第二十六条）	第六章 雜則（第二十四条—第二十六条）	第七章 罰則（第二十七条—第三十一条）	第七章 罰則（第二十七条—第三十一条）	附則	附則	<p>目次</p> <table border="0"> <tr> <td>第一章 総則（第一条・第二条）</td> <td>第一章 総則（第一条・第二条）</td> </tr> <tr> <td>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）</td> <td>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）</td> </tr> <tr> <td>第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）</td> <td>第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）</td> </tr> <tr> <td>第四章 罰則（第十九条—第二十二条）</td> <td>第四章 罰則（第十九条—第二十二条）</td> </tr> <tr> <td>第五章 雜則（第二十三条—第二十六条）</td> <td>第五章 雜則（第二十三条—第二十六条）</td> </tr> <tr> <td>第六章 罰則（第二十七条—第三十一条）</td> <td>第六章 罰則（第二十七条—第三十一条）</td> </tr> <tr> <td>第七章 雜則（第二十四条—第二十六条）</td> <td>第七章 雜則（第二十四条—第二十六条）</td> </tr> <tr> <td>附則</td> <td>附則</td> </tr> </table> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれがある市街地又は市街地となるとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）	第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）	第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）	第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）	第四章 罰則（第十九条—第二十二条）	第四章 罰則（第十九条—第二十二条）	第五章 雜則（第二十三条—第二十六条）	第五章 雜則（第二十三条—第二十六条）	第六章 罰則（第二十七条—第三十一条）	第六章 罰則（第二十七条—第三十一条）	第七章 雜則（第二十四条—第二十六条）	第七章 雜則（第二十四条—第二十六条）	附則	附則
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）																																
第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）	第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）																																
第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十九条）	第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）																																
第四章 造成宅地防災区域（第二十条）	第四章 造成宅地防災区域（第二十条）																																
第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条—第二十三条）	第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条—第二十三条）																																
第六章 雜則（第二十四条—第二十六条）	第六章 雜則（第二十四条—第二十六条）																																
第七章 罰則（第二十七条—第三十一条）	第七章 罰則（第二十七条—第三十一条）																																
附則	附則																																
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）																																
第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）	第二章 宅地造成工事規制区域（第三条—第七条）																																
第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）	第三章 宅地造成に関する工事等の規制（第八条—第十八条）																																
第四章 罰則（第十九条—第二十二条）	第四章 罰則（第十九条—第二十二条）																																
第五章 雜則（第二十三条—第二十六条）	第五章 雜則（第二十三条—第二十六条）																																
第六章 罰則（第二十七条—第三十一条）	第六章 罰則（第二十七条—第三十一条）																																
第七章 雜則（第二十四条—第二十六条）	第七章 雜則（第二十四条—第二十六条）																																
附則	附則																																

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

三 災害 崩壊又は土砂の流出による災害をいう。

四 略

五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

七 造成宅地 宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。

(宅地造成工事規制区域)

第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く。）をいう。

三 災害 がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。

四 略

五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

(宅地造成工事規制区域)

第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」

という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となるうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2～4 略

第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制

（宅地造成に関する工事の許可）

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。

という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。第二十条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となるうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2～4 略

第三章 宅地造成に関する工事等の規制

（宅地造成に関する工事の許可）

第八条 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

			<p>3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>
			<p>(宅地造成に関する工事の技術的基準等)</p>
			<p>第九条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。</p>
	2 略		<p>(許可又は不許可の通知)</p>
			<p>第十条 都道府県知事は、第八条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p>
	2 略		<p>(許可又は不許可の通知)</p>
			<p>第十条 都道府県知事は、第八条第一項の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p>
	2 略		<p>(許可又は不許可の通知)</p>
			<p>第十一条 国又は都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。</p>
			<p>(国又は都道府県の特例)</p>
			<p>第十一条 国又は都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項の許可があつたものとみなす。</p>

(変更の許可等)

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第八条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第八条第一項本文の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査)

第十三条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済

(工事完了の検査)

第十二条 造成主は、第八条第一項の工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済

証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

証を造成主に交付しなければならない。

(監督処分)

第十四条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合しないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の定に適合していないと認められた宅地について、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

(監督処分)

第十三条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事で、第八条第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、同項の許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第八条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、擁壁若しくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

4 略

5 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができ。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(工事等の届出)

第十五条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した

4 略

5 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(工事等の届出)

第十四条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行なわれている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁又は排水施設に関する工事その他工事で政令で定めるものを行なおうとする者は、第八条第一項の許可を受けなければならない場合を除き、その工事に着手する日の十四日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した

者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地の保全等）

第十六条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行われたもの）を含む。以下次項、次条第一項及び**第二十四条**において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第十七条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて

者は、第八条第一項の許可を受けなければならない場合を除き、その転用した日から十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地の保全等）

第十五条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行なわれたもの）を含む。以下次項、次条第一項及び**第二十条**において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地について、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第十六条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが著しいものがある場合においては、その著しいおそれを除去するため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて

相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて前項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
- 3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

- 第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の行為によつて同項に規定する災害の発生の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行なうことを行なうことを命ずることができる。

- 3 第十三条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

（立入検査）

- 第十七条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

(報告の徵取)

第十九条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第四章 造成宅地防災区域

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う灾害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるもののが発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

- 2| 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 3| 第二条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

(報告の徵取)

第十八条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行なわれている工事の状況について報告を求めることができる。

第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

(災害の防止のための措置)

第二十一条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第二十条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「造成宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて第二十条第一

項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

（準用）

第二十三条 第十八条の規定は都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第十九条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第六章 雜則

（削る）

（市町村長の意見の申出）

第二十四条 市町村長は、宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

第四章 雜則

第十九条 削除

（市町村長の意見の申出）

第二十条 市町村長は、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

(権限の委任)

第二十五条 略

(政令への委任)

第二十六条 略

(権限の委任)

第二十二条 略

(政令への委任)

第二十三条 略

第七章 罰則

第二十七条 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者

三 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主

四 略

五 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三 第八条第一項の規定に違反した造成主

四 略

五 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

<p>六 第十七条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者</p>	<p>六 第十六条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者</p>
<p>七 第十八条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	<p>七 第十七条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
<p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一 第十四条第四項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者 二 第十九条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>一 第十三条第四項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者 二 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>
<p>第三十条 略</p>	<p>第二十六条 略</p>
<p>第三十一条 第十二条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。</p>	

改 正 案

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一〇六 略

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他のによる災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。

八〇十一 略

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中止により当該開発区域及びその周辺の地域に

現 行

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一〇六 略

七 開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

八〇十一 略

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中止により当該開発区域及びその周辺の地域に

出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為の中止により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ^{はざわ}、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 略
2~8

出水、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為の中止により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、がけ崩れ^{はざわ}、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 略
2~8

		改 正 案	現 行
		（工作物への準用）	
第八十八条 略		第八十八条 略	
4	第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第十四項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第二百九十一号）第八条第一項本文若しくは第十二条第一項又は都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文の規定による許可を受けなければならぬ場合の擁壁については、適用しない。	2・3 略	2・3 略
4	第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第十四項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第二百九十一号）第八条第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合の擁壁については、適用しない。		

			改 正 案	
		(業務の範囲)		
第十七条 略			現 行	
257 略		257 略		
8 公庫は、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、建築基準法第十条第三項、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十六条第二項、第十七条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項若しくは第二項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第九条第三項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告を受けた日から二年以内又は当該命令を受けた日から一年以内に、当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行おうとするときは、これらの者に対し、当該宅地防災工事に必要な資金を貸しだすことができる。	8 公庫は、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、建築基準法第十条第三項、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十五条第二項若しくは第十六条第一項若しくは第二項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第九条第三項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告を受けた日から二年以内又は当該命令を受けた日から一年以内に、当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行おうとするときは、これらの者に対し、当該宅地防災工事に必要な資金を貸しだすことができる。			
9513 略		9513 略		
156 略	附 則			
7 次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項、				
7 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法	156 略			

第二項（第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定の適用については、第二十条第一項の表及び同条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、同条第一項の表及び同条第五項中「八割に相当する金額」とあるのは「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項、第二項（第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定の適用については、第二十条第一項の表及び同条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

ち次に掲げる貸付金

イ 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（自ら居住するため住宅を必要とする者及び同条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）

ロ 第十七条第一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの（自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。）

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第

号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金

イ 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安上危険な建築物（以下この号及び次項第二号において「危険建築物」という。）

律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項、第二項（第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定の適用については、第二十条第一項の表及び同条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、同条第一項の表及び同条第五項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（自ら居住するため住宅を必要とする者及び同条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）

二 第十七条第一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの（自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。）

で緊急に除却又は建替えを行う必要があるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己又はその親族が所有し、かつ、当該危険建築物に自ら居住し又は居住していた者で主務省令で定めるもののうち、自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。)

口 第十七条第十一項の規定による貸付金（危険建築物で緊急に建替えを行う必要があるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己又はその親族が所有し、かつ、当該危険建築物に居住し又は居住していた者で主務省令で定めるものの居住の用に供するため、同項に規定する建替えにより当該危険建築物を除却するとともに、新たに同項各号に掲げる建築物を建設する者に対する貸付金に限る。）

8 次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」とあるのは、八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」とあるのは、「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額）に政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）に政令で定める金額を加算した金額」とする。

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金

8 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金のうち、自ら居住する住宅の改良を行う者に対する貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」とあるのは、「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額）に政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）に政令で定める金額を加算した金額」とする。

(危険建築物で緊急に地震に対する安全性の向上を目的とした改良を行いう必要があるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己若しくはその親族が所有し、かつ、当該危険建築物に居住し若しくは居住していた者（以下この号において「特定居住者」という。）で自ら居住するため当該危険建築物の改良を行う者又は特定居住者の居住の用に供するため当該危険建築物の改良を行う者に対する貸付金に限る。）

9
19
略

9
19
略

改 正 案

附 則

1～3 略

4 次に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第八条第二項の表限度の欄及び同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定の適用については、第八条第二項の表限度の欄中「八十五パーセントに相当する金額」とあるのは「八十五パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八十パーセントに相当する金額」とあるのは「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）の一戸当たりの金額の限度に係る第八条第二項の表限度の欄及び同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定の適用については、第八条第二項の表限度の欄中「八十五パーセントに相当する金額」とあるのは「八十五回分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、

「八十パーセントに相当する金額」とあるのは「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

現 行

附 則

1～3 略

4 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）の一戸当たりの金額の限度に係る第八条第二項の表限度の欄及び同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定の適用については、第八条第二項の表限度の欄中「八十五パーセントに相当する金額」とあるのは「八十五回分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、

「八十パーセントに相当する金額」とあるのは「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第
二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年
三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付

金（第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者で公庫法附則第七項第二号イに規定する者に該当するものに対する貸付金に限る。）

5
・
6
略

5
・
6
略